

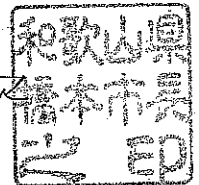


橋本市告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4で準用する同法第54条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日から、本市内の字の区域を別紙のとおり変更する。

平成24年2月24日

橋本市長 木下 善之



## 変 更 調 書

### 1. 大字市脇字口山谷に編入する区域

字	地 番
大字市脇 字仁王谷	582-2、583-11、583-12、 583-13及び水路の全部
大字市脇 字東山谷	676-2、677-1、678-1、 679、681、682-3、682-4、 682-5、683-2及び683-3の全部 671、675-1、680、687-1、 687-2、687-3、688、689、 690、691-4、道路及び水路の一部
大字市脇 字奥山谷	632-1の全部、道路及び水路の一部

地番については、平成23年5月27日現在の地番である。

### 2. 大字市脇字奥山谷に編入する区域

字	地 番
大字市脇 字東山谷	665、666-2、672-1、673-3、 674-1、676-1及び678-3の全部
大字野 字下山谷田	811、812、818、道路及び河川の全部

地番については、平成23年5月27日現在の地番である。

